

## 一般財団法人水源地環境センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人水源地環境センター（以下「センター」という。）における公的研究費の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、国、独立行政法人、地方公共団体等から、センターに配分されるものをいい、その範囲は業務執行理事（企画・事業担当）が別に定める。

2 この規程において「職員等」とは、センターに雇用されている者（臨時職員、嘱託職員を含む）並びに国、地方公共団体、独立行政法人等からの出向者及び民間等から派遣された者（以下「職員」という。）及び「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づきセンターに派遣された者をいう。

3 この規程において「部局」とは、センター組織規程第2条及び第3条に定める部、課、室及び地方事務所等をいう。

### (最高管理責任者)

第3条 センターにおける公的研究費による研究の取扱いに係る最高管理責任者を、理事長とする。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定する。

3 最高管理責任者は、公的研究費による研究の取扱いについて最終的な責任を負う。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費による研究に係る運営及び管理を円滑に行えるよう、適切に調整及び支援を行う。

5 最高管理責任者は、外注先が不正な取引に関与した場合の取引停止等の処分方針を定め、外注先に対し周知徹底するものとする。

### (統括管理責任者)

第4条 センターにおける公的研究費による研究の取扱いに係る統括管理責任者を、業務執行理事（企画・事業担当）とする。

2 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費による研究の実質的処理に関する責任を負う。

3 統括管理責任者は、不正防止計画をはじめとするセンター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 職員等に対する公的研究費に係る行動規範を浸透させるための方策を策定・実施する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 センターにおける公的研究費による研究の取扱いに係るコンプライアンス推進責任者を、当該研究の運営・管理に関わる各部局の長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督部局における対策を実施し実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督部局の公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員等に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

4 コンプライアンス推進責任者は、所属する職員等の公的研究費による研究の運営・管理に関する責任を負う。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 センターにおける公的研究費による研究の取扱いに係るコンプライアンス推進副責任者を、当該研究の運営・管理に関わる担当業務部長とする。

2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐して、自己の運営・管理する当該研究における対策を実施し実施状況を確認するとともに、実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。

(職務権限)

第7条 公的研究費の運営・管理に関わる職務権限は、センターの規程の定めによる。

(不正防止計画)

第8条 統括管理責任者は、公的研究費の不正行為に係る調査及び処理に関する業務を適切且つ円滑に実施するために不正防止計画を策定するものとする。統括管理責任者は、不正防止計画の実施等にあたり率先して対応し、その進捗管理に努めるものとする。

(不正防止計画推進部局)

第9条 不正防止計画推進部局は、企画部とする。

2 不正防止計画推進部局は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 公的研究費の不正使用を発生させる要因の把握に関すること。

(2) 不正防止計画の策定および実施に関すること。

(3) 第5条第3項に定めるコンプライアンス教育の実施、職員等の受講状況および理解度の把握に関すること。

(職員等)

第10条 公的研究費による研究の運営・管理に関わる職員等は、次の各号に掲げる事項を行動規準として、公的研究費による研究の運営・管理に関わる活動を行わなければならない。

- (1) 公的研究費による研究の経費使用に関する不正を行わないこと。
- (2) 公的研究費による研究の経費使用に関する不正に加担しないこと。
- (3) 周囲の者に対し、公的研究費による研究の経費使用に関する不正を行わせないこと。

2 公的研究費による研究の運営・管理に関わる職員等は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 公的研究費による研究の運営・管理に関わる職員等は、別に定める様式により、誓約書をセンターに提出しなければならない。

(公的研究費の不正使用の取扱い)

第11条 公的研究費の不正使用については、「一般財団法人水源地環境センター研究活動不正行為防止に関する規程」に基づき取扱うものとする。

(公的研究費の適正な運営・管理)

第12条 公的研究費の適正な運営・管理を行うために、予算執行状況の検証、支出財源の明確化、不正取引の防止、発注・検収業務の公正化、検品・検収体制の整備、物品の管理、職員等の出張計画の把握および旅費については、公的研究費の適正な運営・管理に関する取扱要領により行う。

(相談窓口)

第13条 センターの公的研究費による研究の運営・管理に関する統一的な運用の相談窓口を、企画部に置くものとする。

- 2 相談窓口の責任者を企画部長とする。

(通報窓口)

第14条 センターの公的研究費による研究の不正行為に関する通報窓口を、企画部に置くものとする。

- 2 通報窓口の責任者を企画部長とする。
- 3 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否及び調査委員会の設置要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(調査委員会)

第15条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

2 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、センターに属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。

3 第三者の調査委員は、センター及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 センターは必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

（調査の報告）

第16条 センターは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

（対応措置）

第17条 理事長は、不正の事実があると認めたときはその者に対して水源地環境センター例規集の規程等に基づき処分を行うものとする。

2 理事長は、調査の結果、その者に対して不正の事実がないと認めたときは、不利益発生要因防止策及び名誉回復に係る措置を講ずるものとする。

3 調査の結果、通報者による研究妨害その他の作為的な行為であることが明らかとなった場合には、理事長は当該通報者に対し、関係法令等に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（情報発信）

第18条 最高管理責任者は、研究費等の不正使用防止への取り組みに関するセンターの方針等を、ホームページ等によって内外へ公表する。

(モニタリング)

第19条 公的研究費の適正かつ効率的な管理運営を検証するために必要なモニタリング制度を整備し、これを実施する。

(内部監査)

第20条 公的研究費が適正に管理運営されていることを監査するために、内部監査委員会を設置し、別途定める内部監査マニュアルに従い、定期的又は臨時に内部監査を行う。

(その他)

第21条 特別の事情により、この規程により難しい場合には、別に理事長の定めるところによる。

附則

この規程は、令和5年8月25日から施行する。